

第 2 次豊橋市地球温暖化対策地域推進計画 改訂骨子（案）

1 概要

進行する地球温暖化とそれに対する国内外の動きを踏まえ、本市は令和 2 年度（令和 3 年 3 月）に第 2 次地球温暖化対策地域推進計画（以下、「現行計画」という。）を策定しました。

一方、国の取り組みは近年より一層活発となっており、特に令和 6 年度には、地球温暖化対策計画の改訂（令和 7 年 2 月改訂）がなされたほか、2035 年度までに 2013 年度比 60%削減、2040 年度までに 73%削減という NDC（国際的な温室効果ガス削減目標）¹を発表しました。

このような動向を踏まえ、今一度本市の置かれている現状及び課題を把握し、国の地球温暖化対策計画を踏まえた上で目標達成へのロードマップを作成し、地球温暖化対策の更なる推進に向けた改訂を行うこととします。

2 改訂骨子（案）

（1） 計画期間（現行計画と変更なし）

現行計画を踏襲し、2021（令和 3）年度から 2030（令和 12）年度までの 10 年間とします。

（2） 計画対象（現行計画と変更なし）

計画の対象となる範囲は、現行計画を踏襲し、本市の行政区域全体とします。また、計画を実施する主体は「市民」「事業者」「市（行政）」とします。

計画の対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、その他代替フロン等 4 ガス（HFC、PFC、SF₆、NF₃）の 7 種類のガスとします。

（3） 温室効果ガス排出量の推計手法

環境省の最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）Ver.2.0（令和 7 年 3 月）」（以下、「国マニュアル」という。）に準拠する形で見直すこととします。

推計手法の変更によって、より実態との乖離が少なくなり、市の取り組みが適切に反映されることとなります。

¹ NDC は「国が決定する貢献」を意味する言葉で、各国がパリ協定に基づき国際的に表明する温室効果ガス排出量削減目標のこと。日本は令和 3 年 10 月に最初の NDC として「2030 年度において、温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続ける」という国際目標を発表し、令和 7 年 2 月に新たな NDC が発表された。

(4) 目標設定

温室効果ガス排出量の推計手法を国マニュアルに準じて見直すことにあわせ、国と本市の進捗状況の比較を分かりやすく提示するため、基準年度を現行計画の「2015 年度」から国と同じ「2013 年度」に変更します。

現行計画 : 2030 年度までに 2015 年度比 46%削減 (※2013 年度比 47%削減)

改訂後 : 2030 年度までに 2013 年度比 47%削減

(5) 緩和策における施策体系及び施策の方向性 (案)

現行計画の取組体系図 (緩和策²) は図 1 のとおりです。

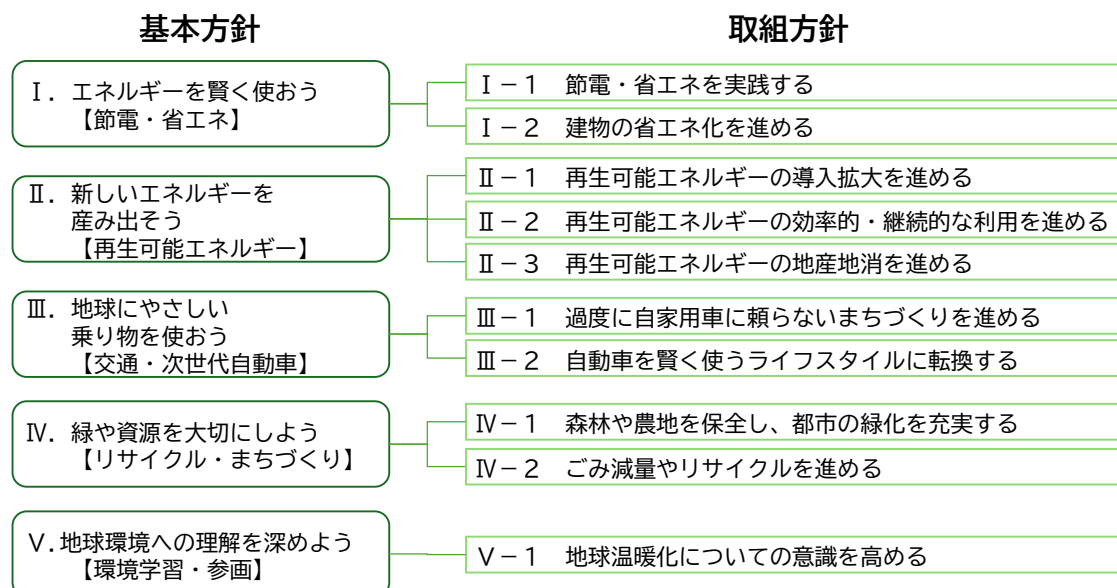


図 1 現行計画の取組体系図 (緩和策)

温室効果ガスの削減目標を達成するためには、より幅広い視点を取り入れ、市民や事業者など多様な主体とともに取り組みを加速させることが重要となっています。脱炭素社会の実現に向けて、行政はもちろん、市民や事業者がそれぞれの役割を果たしながら協力して取り組む必要があります。

改訂にあたっては、大きな枠組みについては現行の施策体系を踏襲し、個々の施策については見直しを図ります。特に大きな見直しのポイントは以下のとおりです。

² 温室効果ガスの排出抑制などにより、地球温暖化の防止を図るための施策のこと。

主な施策の 見直しポイント	内 容
特定事業所対策 ※資料 3－1 表 5 参照	温室効果ガスを多量に排出している事業所のことを「特定事業所」といい、特定事業所は地球温暖化対策推進法等で温室効果ガス排出量を算定・報告・公表することが義務付けられています。 市内には産業部門（製造業）で 40 事業所、業務部門で 12 事業所が特定事業所に該当し、特定事業所の排出量は計 981 千 t-CO₂（市域全体の温室効果ガス排出量の約 33.7%）に上ります³。特に、産業部門（製造業）については、特定事業所が温室効果ガス排出量全体の約 8 割を占めています⁴。 これら特定事業所における温室効果ガス排出量は、産業部門（製造業）については 2013 年度比±0%、業務部門については 2013 年度比 34.7%減となっており、特に産業部門（製造業）の取り組みが進んでいないことがわかります。 ヒアリングでは、国や県に対する補助事業の拡充や要件の緩和など、活用しやすい制度となるような要望や、市内企業での導入の成功事例の紹介を期待する声もありました。今後、市としても特定事業所のニーズを把握し、より一層支援に取り組む必要があると考えます。 なお、2023 年度の豊橋市における高圧／特別高圧電力⁵需要量は 2,109,937 千 kWh であり⁶、再エネ等の普及によってこれを削減することも指標になりえると考えます。
交通の脱炭素化 ※資料 3－1 表 3 参照	交通については、現行計画においても「Ⅲ．地球にやさしい乗り物を使おう」に大きく取り上げられており、市民・事業者アンケートやヒアリングでも関心が高い項目です。 運輸部門（自動車）の排出量については 2013 年度 696 千 t-CO₂ に対し 2021 年度は 585 千 t-CO₂ と大幅に減っていますが、これはコロナ禍の影響で市域の交通量が減少したことが理由と考えられます。市域の交通量は次の調査時には元に戻ることが予想されますが、次世代自動車（EV・PHEV・FCV 等）の普及、充電インフラの整備、自転車や公共交通等の積極的利用促進等の施策について、現在検討中の「豊橋市都市交通計画」とも整合性を図りながら検討・実施を図ることで、排出量を抑制することが重要であると考えます。
新築住宅・建造物 における脱炭素化 ※資料 3－1 表 3 参照	業務部門は 2013 年度比 27.2%減、家庭部門は 2013 年度比 21.6%減と顕著に減っています。 業務部門については、従業員数が増加傾向であるにも関わらず温室効果ガス排出量が減少しています。また、家庭部門についても、世帯数が増加しているにも

³ 2021 年度実績。エネルギー起源 CO₂ のみ。

⁴ エネルギー起源 CO₂ のみの比較による

⁵ 主に工場や多量の電力を使用する施設などで使用される電力のこと。

⁶ 資源エネルギー庁「市町村別発電・需要実績（2023 年度）」

	関わらず温室効果ガス排出量が減少しています。このことから、商店・オフィスビル・住宅等の省エネ化・再エネ取組が進んでいると考えられます。 今後更なる取り組みを進めるため、新築物件における ZEB・ZEH⁷や再エネ由来電力へのエネルギー転換等の施策を現状以上に推し進めることが考えられます。 なお、2023 年度の豊橋市における低圧電力⁸需要量は 888,601 千 kWh であり、再エネ等の普及によってこれを削減することも指標になりえると考えます。
再エネの積極的導入	上記のとおり、豊橋市の電力需要量は高圧／特別高圧 2,109,937 千 kWh、低圧 888,601 千 kWh です。一方、再エネの発電量は太陽光 361,499 千 kWh、バイオマス 173,311 千 kWh、水力 24 千 kWh、風力 4 千 kWh です（自家消費されているものを除く）。 今後、豊橋市における再エネポテンシャルと、将来的な豊橋市のエネルギー動向の想定から、どの程度再エネを導入すれば温室効果ガス排出量の削減目標に近づけるかという再エネ導入目標を設定します。 また、再エネ導入目標の達成に向け、公共施設などの屋根への太陽光パネル設置を促進する施策を検討します。

（６） 適応策⁹の方向性（案）

適応策については、現行計画で網羅的に具体的な取り組みが示され、実施状況についてもわかるようになっています。これらの取り組みについて、実施状況を再度確認し、最新の状況を反映します。

検討にあたっては、「気候変動」や「適応策」という言葉がやや専門的で、馴染みが薄いと感じられる場合もあるため、「防災」「農業」など日常生活に関わるテーマと結びつけることで関心を引き付け、市民や事業者に向けてより効果的なアプローチを目指すことが重要と考えます。例えば、農業等の一部の分野では、既に市内においても地球温暖化の影響と思われる事象が確認できつつあります。このような事象については極力市内の状況を掲載することにより、自分ごと化しやすい計画とします。

（７） 推進体制・実施体制（現行計画と変更なし）

計画の推進体制・実施体制について、現行計画を踏襲し、市・市民・事業者の役割を明確化するとともに、それぞれの連携体制について記載します。

（８） 進行管理

計画の進行管理について、計画を確実に推進するため、市の脱炭素化に直接かわる値を「KPI（重要業績評価指標）」として設定し、PDCA サイクルによって継続的な改善を図ることを明記します。

KPI（案）については下記のとおりです。

⁷ ZEB は「net Zero Energy Building」、ZEH は「net Zero Energy House」のこと。太陽光発電の導入により電力を創り、併せて省エネ化・省電力化を徹底することで、外部からの電力等の供給をゼロ以下にする住宅や建築物のこと。

⁸ 主に住宅や小規模な商店など小規模な電力を使用する住宅・施設などで使用される電力のこと。

⁹ 地球温暖化がもたらす現在及び将来の気候変動の影響に対処する施策のこと。

表 1 KPI 案

KPI	内容
特定事業所の 排出量 【産業部門】 【業務部門】	特定事業所は地球温暖化対策推進法等で温室効果ガス排出量を算定・報告・公表していることから、排出量の実数の把握が可能です。 データは環境省のウェブサイトから入手可能です。
市町村別需要 電力量 【業務部門】 【家庭部門】	資源エネルギー庁による統計資料で 2022 年度より公開されています。市町村ごとに需要電力量が公表されているため、経年で追うことで省エネ化や再生可能エネルギー導入による電力消費量の削減量を把握することができます。高圧と低圧に分けて公表されているため、高圧を産業・業務部門の指標、低圧を家庭・業務部門（小規模）の指標として活用することが可能です。
市排出量 （事務事業編） 【業務部門】	豊橋市自身が脱炭素施策を担うリーダーとしての役割を果たすため、市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量を KPI とすることで、市の取り組みの進捗を直接的に評価することができます。
運輸部門（自 動車）CO ₂ 排出 量推計データ （次世代自動車 考慮版） 【運輸部門】	運輸部門については、自動車の EV・PHV 化を主軸に考えた指標の設定を検討します。 ただし、運輸局等による市町村別の次世代自動車登録台数等の公表値がないため、環境省が令和 4 年度から実施している既存の交通調査等に基づく推計（次世代自動車考慮版）を採用します。これにより、次世代自動車導入量による効果を結果に反映することができます。